

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用し、定住人口の増加を図るため、市外から転入する者又は市外から転入する者に空き家を提供する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）で、現に居住し、又は使用していないものをいう。
- (2) リフォーム工事 居住の用に供する部分の機能又は性能を維持又は回復させるための修繕、補修、模様替え、更新、取替等の工事をいう。
- (3) 子育て世帯 18歳未満の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。）がいる世帯をいう。
- (4) 親世帯 前号に規定する子の祖父又は祖母を含み構成される世帯をいう。
- (5) 三世帯同居・近居 子育て世帯とその親世帯が同居し、又は直線距離で2キロメートル以内に居住することをいう。
- (6) 市内業者 市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店（主たる営業所を含む。）又は支店若しくは営業所を有する法人をいう。
- (7) 市内事業所勤務者 市内の事業所に勤務等する者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 東松山市空き家バンク事業実施要綱（平成29年3月24日決裁。以下

「実施要綱」という。)に基づく東松山市空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録しており、売買又は賃貸借するもの

- (2) 昭和56年6月1日時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震基準を満たしているもの及び第12条に定める実績報告までに耐震改修工事により当該耐震基準を満たすもの

(補助対象者)

第4条 補助の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 実施要綱第9条の規定により空き家バンクの利用申込書を提出した者で、市外から市内に転入して5年以上居住する意思があるもの(以下「空き家利用者」という。)
- (2) 実施要綱第4条の規定により空き家バンクに登録の決定を受けた者で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸するもの(以下「空き家所有者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による補助金を受けることができない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 空き家利用者にあつては、3親等内の親族から空き家を購入又は賃借する者
- (3) 空き家所有者にあつては、3親等内の親族に空き家を売却又は賃貸する者
- (4) 個人事業者及び法人

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家利用者による、空き家所有者からの空き家の購入
- (2) 空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 土地購入の費用
- (2) 契約、登記、仲介手続等に要する費用並びに租税公課
- (3) ガスコンロ、照明等及びエアコン等の家電製品の設置及び取替の費用
- (4) 外構工事の費用
- (5) 増築工事の費用
- (6) その他市長が不相当と認めたもの
(補助金の額等)

第7条 補助金の額及び補助金限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付回数は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1号の購入に対する補助は、同一世帯（同居世帯を含む。）に対して1回を限度とする。
- (2) 第5条第2号のリフォーム工事に対する補助は、同一物件に対して1回を限度とする。
(交付申請)

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市移住促進空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、空き家の売買契約が成立している場合は、契約成立後30日以内に提出するものとする。

- (1) 空き家利用者が購入する場合
 - ア 売買契約書案、売買契約しようとする内容が分かる書類又は売買契約書の写し
 - イ 第3条第2号であることが分かる書類
 - ウ 市税納税証明書（市税が賦課されていない者にあつては申告書（様式第2号））
 - エ 誓約書（様式第3号）
 - オ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 空き家利用者がリフォーム工事を発注する場合
 - ア リフォーム工事に係る見積書の写し

- イ 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
- ウ 第3条第2号であることが分かる書類
- エ 市税納税証明書（市税が賦課されていない者にあつては申告書（様式第2号））
- オ 誓約書（様式第3号）
- カ 空き家所有者の同意書（空き家を賃借する場合）
- キ その他市長が必要と認めるもの

(3) 空き家所有者がリフォーム工事を発注する場合

- ア リフォーム工事に係る見積書の写し
- イ 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
- ウ 第3条第2号であることが分かる書類
- エ 市税納税証明書（市税が賦課されていない者にあつては申告書（様式第2号））
- オ 誓約書（様式第3号）（空き家利用者のもの）
- カ その他市長が必要と認めるもの

3 補助金の交付を受けようとする者が補助金限度額の加算を受ける場合は、前2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 三世代同居・近居の場合

- ア 補助対象空き家と親世帯が居住する家の位置が分かる案内図（同居の場合は除く。）
- イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 市内事業所勤務者の場合

- ア 市内の事業所に勤務等していること又は勤務等することが分かる書類
 - イ その他市長が必要と認めるもの
- (交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは東松山市移住促進空き家利活用補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは東松山市移住促進空き家利活用補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

(補助対象事業の着手等)

第10条 補助対象事業の着手は、原則として前条第1項に規定する交付決定通知書の受領後、速やかに行うとともに、誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受ける前であっても第5条第1号の補助対象事業は着手することができる。この場合において、申請者は、交付決定を受ける前に行った補助対象事業が、規則第5条第1項に規定する審査の結果、この要綱に定める補助の要件を満たさない等により補助を受けることができないことがあることを承諾した上で、補助対象事業に着手するものとする。

(変更承認申請等)

第11条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないものとする。

2 第9条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、補助対象事業の変更等を承認するときは、補助事業者に対し、東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市移住促進空き家利活用補助金事業実績報告書（様式第8号）のとおりとする。

2 補助事業者は、前項に規定する報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 空き家利用者が購入した場合

ア 空き家利用者の転入後の住民票

イ 売買契約書の写し

ウ 購入費用の領収書の写し

- エ その他市長が必要と認めるもの
 - (2) 空き家利用者がリフォーム工事を発注した場合
 - ア 空き家利用者の転入後の住民票
 - イ 工事契約書の写し
 - ウ リフォーム工事費用の領収書の写し
 - エ リフォーム工事の施工中及び完成時の写真
 - オ その他市長が必要と認めるもの
 - (3) 空き家所有者がリフォーム工事を発注した場合
 - ア 空き家利用者の転入後の住民票
 - イ 工事契約書の写し
 - ウ リフォーム工事費用の領収書の写し
 - エ リフォーム工事の施工中及び完成時の写真
 - オ その他市長が必要と認めるもの
- 3 補助事業者が、補助金限度額の加算を受ける場合は、前2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第2項で提出したものを除く。
- (1) 子育て世帯の適用を受ける場合
 - ア 空き家利用者が転入した後の世帯全員の住民票（続柄が分かるもの）
 - イ その他市長が必要と認めるもの
 - (2) 三世帯同居・近居の適用を受ける場合
 - ア 空き家利用者が転入した後の世帯全員の住民票（続柄が分かるもの）
 - イ 子育て世帯と親世帯の関係が分かる戸籍謄本等
 - ウ その他市長が必要と認めるもの
 - (3) 市内事業所勤務者の適用を受ける場合
 - ア 市内の事業所に勤務等していることが分かる書類（第8条第3項第2号アで提出した場合は除く。）
 - イ その他市長が必要と認めるもの
- 4 補助事業者は、補助対象事業完了後30日又は年度ごとに市長が定める報告期限のいずれか早い期日までに報告書を市長に提出しなければならない。（補助金の額の確定）

第13条 規則第13条の補助金の額の確定通知の様式は、東松山市移住促進空き家利活用補助金額確定通知書（様式第9号）のとおりとする。

（補助金の交付）

第14条 前条に規定する補助金額確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに東松山市移住促進空き家利活用補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、補助対象事業が完了した翌日から起算して5年間とする。

2 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、東松山市移住促進空き家利活用補助金に係る財産処分承認申請書（様式第11号）により市長に承認を受けなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

区分	補助対象事業	補助対象者	補助金の額	補助金限度額	
				基準額	加算額
購入	空き家の購入	空き家利用者	補助対象経費の2分の1以内の額	25万円	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者の場合 5万円
リフォーム工事	空き家の居住の用に供する部分のリフォーム工事	空き家利用者	補助対象経費の2分の1以内の額	20万円	(1) 子育て世帯の場合 5万円 (2) 三世帯同居・近居の場合 5万円 (3) 市内事業所勤務者の場合 5万円 (4) 市内業者が施工の場合 5万円
		空き家所有者		20万円	(1) 市内業者が施工の場合 5万円
備考					
<p>1 補助金の額は、基準額と加算額のうち適用となる全ての項目の額を合算して得た額と補助対象経費の2分の1以内の額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>2 補助金の額は、算出した金額に1,000円未満の端数がある場合これを切り捨てた額とする。</p> <p>3 空き家利用者が、購入とリフォーム工事を同時に行う場合は、補助金限度額の加算は、どちらか一方のみとする。</p> <p>4 市内業者が施工の場合以外の、加算項目については実績報告時に、その要件を満たしていることとする。</p>					

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

東松山市移住促進空き家利活用補助金の交付を受けたいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額	金 円	
補助対象空き家の所在地	東松山市	
空き家バンク登録番号		
用 途	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅	
規 模	地上 階 延床面積	平方メートル [住宅] その他
建 築 年 月 日	年 月 日	
補助対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 空き家の購入 <input type="checkbox"/> 空き家のリフォーム工事	
補助対象者の区分	<input type="checkbox"/> 空き家所有者 <input type="checkbox"/> 空き家利用者	
補助金限度額の加算項目	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 三世帯同居・近居 <input type="checkbox"/> 市内業者が施工 <input type="checkbox"/> 市内事業所勤務者	
<input type="checkbox"/> 空き家の購入の場合	購入（予定）金額	金 円
	購入（予定）日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 空き家のリフォーム工事の場合	工事見積額	金 円
	工事予定期間	年 月 日～年 月 日
空き家利用者転入予定日	年 月 日	
誓 約 事 項	<input type="checkbox"/> 空き家の売買・賃貸借の相手方は、3親等内の親族ではありません。	

申 告 書

年 月 日

東松山市長 宛て

申告者 住 所
氏 名
電話番号

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱第8条第2項の規定により、東松山市の市税が賦課されていないことを申告します。

なお、市税の賦課状況の確認を行うことに同意します。

東松山市使用欄

申請者の課税状況		
市税項目	確認欄	備考

※ 太線内は記入しないでください。

東松山市長 宛て

住 所
氏 名

誓 約 書

補助対象空き家に居住するに当たり、下記について、誓約します。また、併せて世帯員について報告します。

記

誓約事項

- ・ 補助対象空き家(所在地: _____ 空き家バンク登録番号: _____)を購入・賃借します。
- ・ 転入した日の翌日から起算して、5年以上当該補助対象空き家に居住します。

報告事項

- ・ 世帯員（世帯主含む）は下欄のとおりです。

世 帯 員					
氏 名	生年月日	続 柄	氏 名	生年月日	続 柄

※ 三世代同居・近居の場合は、親世帯の世帯員についても記入する。

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市長

印

年 月 日付けで申請のあった東松山市移住促進空き家利活用補助金の交付については、下記のとおり決定したので、東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額等

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付時期 補助対象事業が完了し、補助金の額の確定後に交付する。

東松山市移住促進空き家利活用補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市長

印

年 月 日付けで申請のあった東松山市移住促進空き家利活用補助金の交付については、下記の理由により補助しないことに決定したので、東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 不交付の場合の理由

様式第6号（第11条関係）

東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象空き家の所在地	東松山市	
変更（中止・廃止）の概要		
変更（中止・廃止）の理由		
変更前	購入（予定）額	金 円
	リフォーム工事の見積額	金 円
変更後	購入（予定）額	金 円
	リフォーム工事の見積額	金 円
添 付 書 類		

様式第7号（第11条関係）

東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更（中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市長

印

年 月 日付けで申請のあった東松山市移住促進空き家利活用補助事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認するので、東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

変更（中止・廃止）内容

東松山市移住促進空き家利活用補助金事業実績報告書

年 月 日

東松山市長 宛て

報告者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

物件の所在地	東松山市
補助金交付決定額	金 円
購入に要した費用	金 円
購入した日	年 月 日 (契約した日)
リフォーム工事に要した費用	金 円
リフォーム工事実施期間	年 月 日 から 年 月 日
空き家利用者が転入した日	年 月 日

様式第9号（第13条関係）

東松山市移住促進空き家利活用補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

東松山市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった東松山市移住促進空き家利活用補助金については、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第10号(第14条関係)

東松山市移住促進空き家利活用補助金交付請求書

年 月 日

東松山市長 宛て

請求者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知のあった補助金について、東松山市移住促進空き家利活用補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
預金種別	普通預金	当座預金
口座番号		
フリガナ		
名義人氏名		

東松山市長 宛て

(補助事業者)

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

東松山市移住促進空き家利活用補助金に係る財産処分承認申請書

東松山市移住促進空き家利活用補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則第16条の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定年月日

2 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に []

3 処分の時期 年 月 日から
(年 月 日まで)

4 処分の理由

--